

証券コード7183
2020年6月4日

株 主 各 位

東京都品川区東品川四丁目12番4号
あんしん保証株式会社
代表取締役社長 雨 坂 甲

第18回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請された事態等を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくこといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月18日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月18日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権の行使の場合]

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

◎本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲3階ROOM4・5

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

第18期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

【書面による議決権行使の場合】

議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

【重複行使の取扱い】

議決権行使書用紙とインターネットの双方で議決権を重複して行使された場合、当社へ後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://anshin-gs.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）

・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから 14 日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。

・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://anshin-gs.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2020年6月18日（木曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) インターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031

(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は雇用・所得環境や企業収益の改善を背景に底堅く推移しておりましたが、期末にかけて新型コロナウイルス感染症の拡大が内外経済へ及ぼす影響懸念により、不透明感が高まる状況となっております。

賃貸住宅市場におきましては、令和元年度の新設住宅着工戸数が前年度比7.3%の減少となる中、貸家着工件数は前年度比14.2%の減少となり、3年連続の減少となりました。(国土交通省：建築着工統計調査報告 令和元年度計)

このような事業環境のもと、当社は重点施策として「トップラインの向上とブランド浸透」をかねて、多様化する市場ニーズに応じた商品プランを提供することで新たな市場の開拓に取り組むとともに、あんしんブランドを体現できる人財の教育を行ってまいりました。また、システム化を推進することでお客様の利便性の向上を図ってまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、営業収益3,542,472千円(前期比11.3%増)、営業利益383,494千円(前期比39.5%増)、経常利益454,301千円(前期比33.6%増)、税引前当期純利益454,454千円(前期比40.1%増)、当期純利益299,673千円(前期比43.3%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は82,881千円であり、その主なものは、本社移転に伴う費用、管理機能の強化に向けた基幹システムの機能追加費用であります。

- ・ 建 物 : 19,611千円
- ・ 工具、器具及び備品 : 4,619千円
- ・ ソフトウェア : 13,466千円
- ・ ソフトウェア仮勘定 : 45,185千円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

政府による緊急事態宣言下の自粛効果により新型コロナウイルス感染症の感染状況は徐々に収束に向かい、経済活動は少しずつ正常化に向かうものと見込まれます。このような中、当社は以下の施策に取り組んでまいります。

① 営業活動について

2020年4月1日より改正民法が施行され、家賃債務保証会社に対する需要が高まることもあり、従来の連帯保証人から機関保証へという大きな流れの中で、能動的にお客さまのニーズに合ったピンポイントな商品・サービスを提供できるよう営業の強化に取り組んでまいります。

② カウンセリング機能の強化

新型コロナウイルス感染症の影響により、企業の倒産等や失業者数が増加することで収入が減少し、滞納債権が増加する可能性が予測されます。このような中、ご契約者さまの状況をしっかりと把握し、より良い解決策へ導くためのカウンセリング機能の強化に取り組んでまいります。

③ I T 化の促進

不動産賃貸業界では I T 化に向けた動きが活発化してきており、従来の対面型からインターネットを活用した非対面型への対応が加速しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会的ニーズも高まっている状況となっております。当社におきましても、こういった流れに対応するため W e b による受付、A P I 連携、電子契約といった内外に対する I T 化の促進に取り組んでまいります。

④ 部門を横断した協力体制

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、当社ではテレワークの推奨、就業時間短縮などの対応を行っており、平時とは異なる業務環境となっております。このような環境下において、全てのステークホルダーの皆さまへ変わらぬ商品・サービスを提供するため部門を超えた協力体制で企業全体の底上げが不可欠となっております。情報連携・意思伝達の動きをより強固なものとし、全社一丸となって生産性の向上に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第15期 2017年3月期	第16期 2018年3月期	第17期 2019年3月期	第18期 (当事業年度) 2020年3月期
営 業 収 益 (千円)	2,323,660	2,741,968	3,182,718	3,542,472
経 常 利 益 (千円)	326,386	160,850	340,045	454,301
当 期 純 利 益 (千円)	216,686	96,858	209,066	299,673
1株当たり当期純利益 (円)	12.28	5.39	11.63	16.67
総 資 産 (千円)	2,479,015	2,979,913	3,932,383	5,054,147
純 資 産 (千円)	1,934,578	1,999,288	2,172,793	2,435,649
1株当たり純資産額 (円)	107.42	110.81	120.44	135.11

- (注) 1. 記載金額は、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を除き千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、第15期において、2016年12月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っております。そのため、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

家賃債務保証事業

(8) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

本	社	東京都品川区
札幌	支店	札幌市中央区
仙台	支店	仙台市青葉区
新潟	支店	新潟市中央区
さいたま	支店	さいたま市大宮区
東京	支店	東京都品川区
名古屋	支店	名古屋市中区
大阪	支店	大阪市北区
岡山	支店	岡山市北区
福岡	支店	福岡市博多区
沖縄	支店	沖縄県那覇市

(注) 本社及び東京支店は、2019年8月19日に、東京都中央区より、上記住所に移転しました。

(9) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
117名	3名減	35.6歳	5.7年

(注) 1. 使用人数には、嘱託社員 8名、パート社員 12名を含んでおります。

2. 平均年齢・平均勤続年数には、嘱託社員、パート社員、出向受入者が含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	300,000千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 63,288,000株

(2) 発行済株式の総数 17,976,600株 (自己株式112株を含む)

(3) 株主数 3,902名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
ア イ フ ル 株 式 会 社	6,408,000株	35.65%
雨 坂 甲	1,995,300株	11.10%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	795,958株	4.43%
小 川 秀 男	544,400株	3.03%
高 橋 誠 一	463,500株	2.58%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300002	449,000株	2.50%
A G キ ャ ピ タ ル 株 式 会 社	378,000株	2.10%
政 岡 土 地 株 式 会 社	308,700株	1.72%
石 井 恒 男	260,000株	1.45%
塚 本 大 輔	208,200株	1.16%

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

イ.2016年8月9日開催の取締役会決議によるもの(2020年3月31日現在)

・新株予約権の数 (第6回) 139個

・新株予約権の目的である株式の種類および数 普通株式(第6回) 41,700株

・上記のうち、当社取締役、その他の当社役員の保有する新株予約権
該当事項はありません。

(注) 当社は2016年12月1日付で1株につき3株の割合で株式分割を実施した結果、新株予約権の1株あたり行使価額、目的となる株式の数が調整されております。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2020年3月31日現在)

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
雨 坂 甲	代 表 取 締 役 長 社	営業部担当 コンプライアンス部担当
海 原 範 隆	常 務 取 締 役	管理部管掌 債権管理部管掌 総合与信部 担当
中 西 光 明	取 締 役	管理部担当
関 原 昌 浩	取 締 役	債権管理部担当
佐 藤 正 之	取 締 役	アイフル株式会社代表取締役専務執行役員 ライフカード株式会社取締役執行役員
伊 藤 孝 二	取 締 役 (常勤監査等委員)	
下 條 尚	取 締 役 (監 査 等 委 員)	ライフカード株式会社執行役員 経営企画 部・財務部担当 兼 経営企画部長
村 上 寛	取 締 役 (監 査 等 委 員)	弁 護 士 法 人 大 江 橋 法 律 事 務 所 東 京 事 務 所 パ ー ト ナ ー

- (注) 1. 伊藤孝二氏、村上寛氏は、社外取締役であります。
2. 他社での長年の管理職経験に加え支配人として長年勤めた経験があり、業務管理に精通していることから、伊藤孝二氏を常勤監査等委員に選定しております。
3. 当社は、社外取締役である村上寛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 下條尚氏の重要な兼職の状況は、2020年4月1日付で、ライフカード株式会社執行役員 営業副本部長に異動しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (監査等委員を除く)	4 名	69,517千円
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 名 (2 名)	15,138千円 (13,638千円)
計	7 名	84,655千円

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役村上寛氏は、弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所のパートナーであります。弁護士法人大江橋法律事務所は、当社と特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	伊 藤 孝 二	当事業年度に開催された取締役会には18回中18回、また、監査等委員会には13回中13回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	村 上 寛	当事業年度に開催された取締役会には18回中18回、また、監査等委員会には13回中13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の状況

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 19,250千円（税込）

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、同上の規定に従い、監査等委員全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる相当の事由が生じた場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1)業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

あんしん保証株式会社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて、経済社会の発展に貢献することで各ステークホルダーをはじめ、社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレートガバナンスの重要な目的と認識している。

上記の理念・目的の確実な達成を目指し、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等当社を取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次の通り内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行う。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 法令および定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針・規程等を定め、当該規程等に則り各取締役および各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。
 - ・ 各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理体制等の監査等を行うため、内部監査部門を設置し、監査等の結果について、取締役会および監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。
 - ・ 法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、またはその恐れがある場合は直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する体制を整える。
 - ・ 法令・定款・社内規程違反行為等の社内通報制度として社内規程の整備を図り、通報制度の実効性を確保する。
 - ・ 社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求には一切応じず、毅然とした対応を行うための体制を整える。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・取締役の職務の執行に係る文書およびその関連資料（電磁的記録を含む）その他企業機密および個人情報を含む各種情報は、セキュリティおよび管理・保存に係る社内規程に基づき適切に管理・保存を行う体制を整える。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・企業の継続的發展を脅かすあらゆるリスクを把握し、対応するためのトータルリスクマネジメント体制を整備するため、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置し、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。
 - ・緊急事態発生時の対策は、大規模自然災害・ＩＴ基幹システム障害等リスクの種類に応じてこれを定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じ適時臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
 - ・取締役会の効率性および適正性を確保するため、取締役会の運営に関する規程を定める。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
- ・監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する使用人を定め、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指示を受けないものとする。
 - ・監査等委員会を補助する使用人の異動については監査等委員会の承認を事前に得るものとする。

- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする重要会議において監査等委員が意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が適切に対応できる体制を整える。
 - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、またはその恐れがある場合、直ちに監査等委員会に報告する体制を整える。
 - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が財務報告に係る内部統制の状況や会計基準および内部監査部門の活動状況等を必要に応じて監査等委員会に報告する体制を整える。
 - ・ 各部門が作成し担当部門に提出した稟議書および報告書等を監査等委員会が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。
 - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をした場合、報告者が不利益とならないよう保護する体制を整える。
- ⑦ 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査等委員が監査の実施のために生じた費用を請求するときは、監査等委員の求めに応じて適切に処理するものとする。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告および説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。
 - ・ 内部監査部門と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。
 - ・ 監査等委員会が業務に関する説明または報告を求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は迅速かつ適切に対応する体制を整える。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「内部統制システム構築に関する基本方針」の運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス規程・インサイダー取引防止規程及び細則・特定個人情報取扱い基本方針・個人情報関連規程・回収管理細則等、コンプライアンス諸規程は、整備運用されており、法令及び社内規程違反が発覚した際、トラブル事案処理規程・顛末書及びオペレーションミス記録簿マニュアルに基づき改善策とともに報告書を作成、コンプライアンス部が検証している。
顛末書事案に関しては、取締役会に報告、懲戒処分基準に則し、賞罰会議で処分決定後、当事者・管理者に伝達している。
 - ・コンプライアンス部が内部監査を担当し、結果はワークフローにて取締役に報告している。又、監査等委員会に報告する体制は、整備運用されている。
 - ・会社のガバナンスに影響する重要な事実の発見やその恐れがある場合、社内通報制度規程や各取締役の相互牽制による取締役会の運営や監査等委員会の事務局はコンプライアンス部の担当者が含まれ、情報を密にする体制は整備運用されている。
 - ・社内通報制度規程が制定されている。
 - ・警察OBを顧問及び調査役として招き、反社会的勢力に対する基本方針を宣言し、各拠点に掲示している。暴追センターに加入し、反社会的勢力に関するデータを適切に取得し、審査等の取引に活用する態勢が整備運用されている。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・ 文書管理規程及び取締役会規程に基づき株主総会議事録・取締役会議事録その他規程に定める文書を管理・保管する体制を整備し運用している。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ リスク管理委員会は、半期に一度のペースで開催するという規程に基づき適正に実施され、議論や報告がなされている。
 - ・ 大規模自然災害発生の訓練、及びIT基幹システム障害時の訓練を毎年計画し、実施されている。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 定例取締役会は、月1回開催され、必要に応じ臨時取締役会も開催されている。経営上の重要な項目については、規程に基づき適正に担当役員から上程、議論の結果取締役会において、意思決定されている。各取締役の職務についても、職務権限に基づきワークフローによる承認、重要会議への出席等を通じ、部下に指示や指導がなされ議事録等が提出されている。
 - ・ 取締役会規程が施行されており、適正に運用がなされている。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
- ・ 監査等委員会の事務局をコンプライアンス部とし、主として常勤監査等委員を中心に、監査等委員会へ報告事項や職務執行についての指示があり、所属部署の取締役には独立性の説明を事前にしており関与を受けていない。

- ⑥ 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ・取締役会をはじめとする重要な会議に監査等委員が出席し、必要に応じ意見を述べ説明を求め対応できる体制は取られており、議事録等においても記録されている。
 - ・会社のガバナンスに影響する重要な事実の発見やその恐れがある場合、不祥事件に関する規定及び社内通報制度規定に則りコンプライアンス部に報告がなされる体制が整備されており、コンプライアンス部は監査等委員会に報告する体制になっている。
 - ・内部監査部門の活動は、監査等委員会に適宜報告している。
 - ・稟議書および報告書等、ワークフローの決裁を監査等委員は閲覧できる体制になっている。
 - ・社内規程において明文化されており、公正な調査を実施し、不利益となっていない。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・四半期毎に三様監査が実施され、会計監査人から必要に応じて説明を受ける体制が整備され、管理部担当役員が同席し運用されていることを確認している。
 - ・常勤監査等委員を中心に顛末書事案や監査結果報告を通じ、不正等を未然に防止する対策を議論する環境が整っており、場合によっては指示がなされている。
 - ・常勤監査等委員を中心に日々の業務について不明な点は、適宜説明を求めることがなされている。また、定期的に取り締役から業務執行状況の報告を受けている。

(注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

2020年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	4,513,118	【流動負債】	2,605,892
現金及び預金	894,799	短期借入金	300,000
営業未収入金	480,906	営業未払金	231,344
求償債権	1,169,842	未払金	65,355
収納代行立替金	2,480,224	未払費用	23,662
前払費用	27,496	未払法人税等	120,690
その他	9,213	収納代行預り金	1,505,991
貸倒引当金	△549,366	預り金	9,396
		前受収益	168,931
【固定資産】	541,028	賞与引当金	70,432
有形固定資産	26,483	保証履行引当金	85,577
建物	20,011	その他	24,510
工具、器具及び備品	6,472	【固定負債】	12,605
無形固定資産	285,990	その他	12,605
ソフトウェア	254,993		
ソフトウェア仮勘定	29,201	負債合計	2,618,497
その他	1,796	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	228,554	【株主資本】	2,428,743
投資有価証券	336	資本金	680,942
長期前払費用	1,202	資本剰余金	435,942
繰延税金資産	171,014	資本準備金	435,942
その他	56,000	利益剰余金	1,311,892
		その他利益剰余金	1,311,892
		繰越利益剰余金	1,311,892
		自己株式	△33
		【評価・換算差額等】	△30
		その他有価証券評価差額金	△30
		【新株予約権】	6,936
		純資産合計	2,435,649
資産合計	5,054,147	負債・純資産合計	5,054,147

[記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。]

損 益 計 算 書

自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
I. 営 業 収 益		3,542,472
II. 営 業 費 用		3,158,978
営 業 利 益		383,494
III. 営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
受 取 配 当 金	7	
受 取 遅 延 損 害 金	56,510	
償 却 債 権 取 立 益	19,417	
そ の 他	1,753	77,698
IV. 営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,890	6,890
経 常 利 益		454,301
V. 特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	152	152
税 引 前 当 期 純 利 益		454,454
法人税、住民税及び事業税		181,406
法 人 税 等 調 整 額		△26,625
当 期 純 利 益		299,673

[記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。]

株主資本等変動計算書

自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

(単位：千円)

	株主資本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	680,942	435,942	1,048,172	-	2,165,057
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	△35,953	-	△35,953
当期純利益	-	-	299,673	-	299,673
自己株式の取得	-	-	-	△33	△33
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-		263,719	△33	263,686
当期末残高	680,942	435,942	1,311,892	△33	2,428,743

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	0	0	7,734	2,172,793
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△35,953
当期純利益	-	-	-	299,673
自己株式の取得	-	-	-	△33
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△31	△31	△798	△829
当期変動額合計	△31	△31	△798	262,856
当期末残高	△30	△30	6,936	2,435,649

[記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。]

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 定率法によっております。

主要な耐用年数は、次のとおりです。

建 物 5年～15年

工具器具備品 3年～20年

なお、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産 …… 定額法によっております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、入金状況等を勘案して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を計上しております。

② 保証履行引当金

債務保証に係る損失に備えるため、過去の家賃保証の履行損失率を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益の計上基準

当社の家賃保証にかかる保証料収入は、初回保証料・更新保証料と月額保証料とに区分されております。初回保証料・更新保証料は、実現主義の原則に従って契約時に収益計上しております。月額保証料は保証期間にわたって毎月次での収益計上を行っております。ただし、月額保証料が保証業務の提供にかかる直接コストを下回る契約については初回保証料・更新保証料を保証期間にわたって繰り延べる会計処理を適用しております。

(5) 消費税等の会計処理

当社は免税事業者であるため税込方式によっております。

2. 表示方法の変更

該当事項はありません。

3. 誤謬の訂正に関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額の直接控除

有形固定資産の減価償却累計額 24,326千円

(2) 保証債務

債務保証額（月額） 13,821,630千円 ※1

再保証額 683,494千円 ※2

保証履行引当金 △85,577千円

差 引 額 14,419,546千円

※1 賃借人の支払家賃等に対し債務保証を行っております。

※2 ライフカード株式会社による債務保証（賃借人の一定期間の未収家賃に対するもの）について再保証を行っております。

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短 期 金 銭 債 権 52,889千円

短 期 金 銭 債 務 3,038千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（支出分） 2,772千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普通株式	17,976,600株	－	－	17,976,600株

(2) 自己株式の総数に関する事項

事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式

112株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

事業年度の末日において発行している新株予約権の数	139個
当該新株予約権の目的となる普通株式の数	41,700株

(4) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月19日 定時株主総会	普通株式	35,953	2.00	2019年 3月31日	2019年 6月20日

(5) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 35,952千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 2.00円 |
| ③ 基準日 | 2020年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2020年6月22日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産（固定）

前受保証料否認	51,734千円
保証履行引当金繰入超過額	26,207千円
貸倒引当金繰入超過額	56,034千円
賞与引当金繰入超過額	24,497千円
未払事業税	7,068千円
長期前受保証料否認	2,122千円
その他有価証券評価差額金	13千円
その他	5,400千円
小計	173,080千円
評価性引当額	△2,065千円
繰延税金資産（固定）合計	171,014千円

繰延税金負債（固定）

その他有価証券評価差額金	－千円
繰延税金負債（固定）合計	－千円
繰延税金資産（固定）の純額	171,014千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、家賃債務保証事業を中心とした信用保証事業を行っております。これらの事業を行うため、資金運用については、安全性、確実性、流動性の高い運用を原則として、資産の保全を意識した長期的な視野に立った運用を行っております。また、デリバティブを組み込んだ複合金融商品など、リスクの高い取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	894,799	894,799	-
(2) 営業未収入金	480,906	480,906	-
(3) 収納代行立替金	2,480,224	2,480,224	-
(4) 投資有価証券	336	336	-
(5) 求償債権 貸倒引当金(※)	1,169,842 △549,366		
	620,476	620,476	-
資産計	4,476,744	4,476,744	-
(1) 営業未払金	231,344	231,344	-
(2) 短期借入金	300,000	300,000	-
(3) 収納代行預り金	1,505,991	1,505,991	-
負債計	2,037,336	2,037,336	-

(※) 求償債権は貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金、(3) 収納代行立替金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 求償債権

求償債権については、入金状況等を勘案して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 営業未払金、(2) 短期借入金、(3) 収納代行預り金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	アイフル 株 式 会 社	(被所有) 直接 35.6% 間接 2.1%	諸経費の支払 (注1)	業 務 の 委 託	1,118	未払金	160
その他の関係 会社の子会社	ラ イ フ カ ー ド 株 式 会 社	なし	業務提携契約 (注2) 債務の保証 (注3) 代位弁済 (注3) 立替家賃の 回収委託	業 務 の 提 携 包 括 債 務 保 証 契 約 包 括 債 務 保 証 契 約 立 替 家 賃 の 回 収	702,813 690,940 389,256 773,047	— — 収納代行 立替金	— — 52,889

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 諸経費の支払額については、アイフル株式会社より提示された金額を基礎として、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

(注2) ライフカード株式会社との業務提携契約にかかる受取保証料は、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

(注3) ライフカード株式会社による債務保証（貸借人の一定期間の未収家賃に対するもの）について再保証及び代位弁済を行っております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 135円11銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 16円67銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

あんしん保証株式会社

取締役会 御中

ひびき 監 査 法 人

大阪事務所

代 表 社 員 公認会計士 岡 田 博 憲 ㊞
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 黒 崎 浩 利 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あんしん保証株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(会社の内部統制に係る体制全般)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画等に従い会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

あんしん保証株式会社	監査等委員会	
常勤監査等委員	伊藤 孝二	㊞
監査等委員	村上 寛	㊞
監査等委員	下條 尚	㊞

(注) 監査等委員 伊藤 孝二及び村上 寛は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定した配当を維持する当社の方針及び株主の皆様の日頃のご支援にお応えする必要があること等を総合的に勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金 2円00銭 総額 35,952,976円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月22日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 5名選任の件

定款第20条第1項の規定により、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）5名は、本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、これに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	あめ さか まさる 雨 坂 甲 (1958年12月19日生)	2002年12月 当社取締役 2005年12月 当社代表取締役社長 2018年5月 当社代表取締役社長 営業部管掌コンプライアンス部 担当 2019年6月 当社代表取締役社長営業部担当 コンプライアンス部担当(現在 に至る)	1,995,300株
2	かい はら のり たか 海 原 範 隆 (1961年6月6日生)	1985年4月 株式会社日本債券信用銀行 (現 株式会社あおぞら銀行) 入 行 1998年6月 株式会社日本債券信用銀行 (現 株式会社あおぞら銀行) 公 共法人部業務課長 2005年9月 株式会社あおぞら銀行 マーケ ティング本部シニアマーケティ ングオフィサー 2007年3月 同行経営戦略部 2009年4月 同行横浜支店長 2011年12月 同行危機管理室長兼経営企画部 担当部長 2017年4月 当社顧問 2017年6月 当社常務取締役営業部担当 2018年5月 当社常務取締役管理部管掌 総合与信部担当(現在に至る) 2019年6月 当社常務取締役管理部管掌 債権管理部管掌総合与信部担当 (現在に至る)	5,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	なか にし みつ あき 中 西 光 明 (1955年11月3日生)	1979年4月 住友生命保険相互会社入社 1987年12月 国際証券株式会社(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社 1997年5月 同社名古屋公開引受部長 2005年6月 ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社(現 AGキャピタル株式会社)入社 投資部長 2008年6月 同社執行役員 2012年6月 当社管理本部長 2014年6月 当社取締役管理部担当 (現在に至る)	5,000株
4	せき はら まさ ひろ 関 原 昌 浩 (1963年8月12日生)	1983年10月 アイフル株式会社入社 1994年4月 同社東日本3課長 2009年9月 同社管理本部支配人 2012年7月 同社内部監査部長 2017年7月 同社管理推進部長 2019年4月 当社顧問 2019年6月 当社取締役債権管理部担当 (現在に至る)	0株
5	さ と う ま さ ゆ き 佐 藤 正 之 (1957年9月9日生)	1982年8月 アイフル株式会社入社 2010年4月 同社取締役常務執行役員 2010年6月 当社取締役(現在に至る) 2011年6月 アイフル株式会社取締役専務執行役員 2012年6月 ライフカード株式会社取締役執行役員(現在に至る) 2014年6月 アイフル株式会社代表取締役専務執行役員 (現在に至る) [重要な兼職の状況] ライフカード株式会社取締役執行役員 アイフル株式会社代表取締役専務執行役員	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 各候補者の所有する当社株式の数は、2020年3月31日時点における株式の数を記載しています。

3. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。佐藤正之氏が監査等委員でない取締役として再任された場合は、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

定款第20条第2項の規定により、現在の監査等委員である取締役1名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、これに伴い、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

また、伊藤孝二氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役候補者であります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
い とう こう じ 伊 藤 孝 二 (1960年11月27日生)	1982年10月 アイフル株式会社入社 1993年 5 月 同社東京管理センター係長 2001年10月 同社東京中央支社 営業第1課課長 2009年 6 月 同社支配人 2018年 4 月 当社監査等委員 (現在に至る)	0株

(注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 候補者の所有する当社株式の数は、2020年3月31日時点における株式の数を記載しています。

3. 伊藤孝二氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。

4. 伊藤孝二氏が監査等委員である社外取締役として選任した理由は、他社での長年の管理職経験に加え支配人として長年勤めた経験があり、業務管理に精通していることであります。

5. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。伊藤孝二氏が監査等委員である取締役として再任された場合は、同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

6. 伊藤孝二氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって、2年1ヶ月となります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査等委員1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠監査等委員である候補者は次のとおりであります。

また、伊賀幸一氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の補欠の監査等委員である候補者であります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
い が こう いち 伊 賀 幸 一 (1977年11月13日生)	2002年4月 アイフル株式会社入社 2011年7月 同社 監査役室 課長補佐 エルシステムサービス株式会社 (現 ライフギャランティー株式会社) 監査役 2015年6月 アイフル株式会社監査等委員会 室課長補佐(現在に至る) 2018年4月 ビジネクス株式会社監査役 アストライ債権回収株式会社 監査役 アストライパートナーズ株式会 社 監査役 AGキャピタル株式会社監査役	0株

(注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。

2. 候補者の所有する当社株式の数は、2020年3月31日時点における株式の数を記載しています。

3. 伊賀幸一氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

4. 伊賀幸一氏を補欠の監査等委員である社外取締役として選任した理由は、他社で監査役を勤めた経験があり、監査の業務に精通していることであります。

5. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。伊賀幸一氏が監査等委員である取締役として就任した場合は、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

以上

This image shows a full page of blank white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a template for writing or drawing. There are no margins, text, or other markings on the page.

第18回定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区八重洲1-3-7八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲3階ROOM4・5



交通のご案内

「日本橋駅」A7出口 直結（東西線・銀座線・浅草線）

「東京駅」八重洲北口徒歩5分（JR線・丸ノ内線）

（お願い）

※会場へは地下1階より、エレベーターで3階へお越しください。

※受付は3階ROOM4でいたしております。

本年より株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。